

報告第7号

文化財の指定解除について

文化財保護条例第4条第1項の規定に基づき、文化財の大野市の指定を下記のとおり解除するので報告する。

記

- 1 指定文化財 伝岩佐又兵衛筆 三十六歌仙屏風（円立寺）
美人風俗図屏風（西応寺）
- 2 解除の理由 福井県の指定を受けるため
- 3 解除の期日 福井県教育委員会告示の日から

令和2年7月31日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

大野市指定文化財

名称	伝岩佐又兵衛筆 三十六歌仙屏風
数量	六曲半双
製作年代	
作者名	伝岩佐又兵衛
形状	
寸法	縦 177cm、横 366cm
登録番号	39
指定年月日	昭和 33 年 7 月 17 日
種別	有形文化財 絵画
所在地	大野市錦町 1 番 5 号
所有者	大野市錦町 1 番 5 号 円立寺 赤星英子 66-3596
管理者	同
管理状況	
変更事由	
変更年月日	
構造 形式 特徴 由来 沿革等	<p>岩佐又兵衛（1578～1650）は江戸時代初期の画家である。土佐光信に学び、狩野派をもあわせた独自の風俗画をはじめ、俗に浮世絵の始祖といわれるようになった。</p> <p>円立寺の屏風絵は、「伝岩佐又兵衛作」にふさわしい力強い作品である。きりりとした線でよどみなく、力強く、動的躍動的に描かれており、光のある目が印象的である。そして、人物群の描写に一種の癖が顕著にあらわれている。特に、あごを強調した独特の相は、まぎれもない又兵衛のものと、いわねばならないと思う。</p> <p>円立寺の屏風絵について、心に残ることがもう一つある。描かれた男も女も、一様にうなだれて伏目がちの表情に、又兵衛の歩んだ数奇の人生をみてとることができるように思う。父が信長に敗れ、一族郎等召使に至るまで六百五十余人が惨殺されるなか、乳母にひかれてさまよい歩いた異状な体験が滲み出ているように思われてならない。</p>
指定事由	
備考	
画像	

大野市指定文化財

名称	美人風俗図屏風
数量	2曲1隻
製作年代	江戸時代初期
作者名	伝岩佐又兵衛
形状	屏風
寸法	各扇 縦116.1cm、横45.5cm
登録番号	85
指定年月日	昭和62年7月16日
種別	有形文化財 絵画
所在地	大野市今井15の13
所有者	大野市今井15の13 西応寺 神田泰賢 64-1104
管理者	同
管理状況	
変更事由	
変更年月日	
構造 形式 特徴 由来 沿革等	<p>発見時には囲炉の風防ぎであったといわれるが、本来は襖絵を裁断したものを屏風に仕立てたものであろう。</p> <p>美人風俗図を二曲屏風に二図対照にして貼りつけたものである。向って右扇に菊見、左扇に観桜の、ともに庭園中の遊楽の景を表している。</p> <p>紙本に金銀の砂子を散らし、衣裳に群青、朱、金箔の賦彩を行うが、保存状態が悪かったため、剥落と黝色で損なわれている。また一部に後世の補筆もあるが、金泥による細密な文様など当初の華麗さはよくうかがえる。</p> <p>美人の顔貌や衣裳の描法は、「勝以」印を有する風俗画の作品に極めて近似した特徴を示し、東京国立博物館蔵の類似作品「団扇形風俗図」等、近世初期風俗画の優れた作品と共通する画風をよく表している。</p>
指定事由	伝岩佐又兵衛作として遺存しているが、大野市に残された同様の伝承をもつ他の二点（円立寺 三十六歌仙屏風、金塚天満宮 三十六歌仙画冊）とともに近世初期風俗画の優れた遺品として貴重である。
備考	参考文献 福井県立美術館編「岩佐又兵衛展」目録
画像	